

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 定款第39条に基づき、必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、正加盟団体（以下「加盟団体」という）及び準加盟団体とする。

2 加盟団体とは、定款第39条に規定する団体をいう。

3 準加盟団体は、加盟団体以外の団体で体育・スポーツに関わりのあるもので、理事会の承認を得た団体とする。

(報告及び届出義務)

第3条 加盟団体は、次の書類を毎事業年度終了後2ヶ月以内に届け出なければならない。

(1) 総会資料

(2) 役員名簿

(3) 前年度の事業報告書及び決算書

(4) 当該年度の事業計画書及び予算書

(負担金)

第4条 加盟団体及び準加盟団体は、定められた期限までに負担金を納入しなければならない。

(1) 加盟団体 10,000円

(2) 準加盟団体 5,000円

(加盟審査項目)

第5条 競技団体から本協会に加盟申請があった場合は、次の各号について審査する。

(1) 種目を代表する市単位の競技団体であること。

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人埼玉県スポーツ協会・合併前の旧市体育協会の加盟競技団体であること。

(3) 事務局及び規約が整備されていること。

(4) 組織の健全性が確保されていること。

(5) 上記(1)から(4)までの条件を満たし、財政基盤が確立されていること。

2 加盟に関する審査は、総務委員会が行い、理事会の承認を得ることとする。

3 加盟の時期は、原則として、定款第39条第2項の規定による理事会の承認を受けた日以後の最初の4月1日とする。

(加盟)

第6条 新たに加盟しようとする団体は、次の書類を原則として11月末までに提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 総会資料
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度の事業報告書及び決算書
- (6) 当該年度の事業計画書及び予算書

2 新規加盟団体は、加盟初年度から5年間は準加盟団体とする。ただし、活動実績により短縮する事ができる。

(責務)

第7条 加盟団体は、次の各号について協力するものとする。ただし、準加盟団体については一部を除くこととする。

- (1) 理事及び評議員候補者の推薦
- (2) 専門委員会及び特別委員会の候補者の推薦
- (3) この法人若しくはさいたま市又はさいたま市が主催・共済するスポーツ振興に関する事業
- (4) その他定款の目的を達成するために必要な事項

(脱退)

第8条 加盟団体及び準加盟団体が脱退するときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 脱退理由申請書

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって、変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。

平成31年4月1日より一部改訂する。

令和2年1月29日より一部改訂する。

令和 年 月 日

加 盟 申 請 書

公益財団法人さいたま市スポーツ協会会長 様

団 体 名 _____
役職・代表者名 _____ 印
担当者役職・氏名 _____
担 当 者 住 所 〒 _____
_____ 印
担当者電話番号 _____

公益財団法人さいたま市スポーツ協会への加盟を申請します。

記

団 体 名	
種 目	
代表者氏名	
所属団体数 所属人数	加盟 チーム / 加盟 名
加盟したい理由	

(添付書類) 総会資料・役員名簿・加盟チーム数・所属人数がわかるもの

令和 年 月 日

脱 退 申 請 書

公益財団法人さいたま市スポーツ協会会長 様

団 体 名 _____
役職・代表者名 _____ 印
担当者役職・氏名 _____
担 当 者 住 所 〒 _____
_____ 印
担当者電話番号 _____

公益財団法人さいたま市スポーツ協会からの脱退を申請します。

記

団 体 名	
種 目	
代表者氏名	
所属団体数 所属人数	加盟 チーム / 加盟 名
脱退希望日	
脱退したい理由	

(添付書類) 脱退を決議した旨の証明となる書類